

在留資格	外国人登録証明書の有効期限	新しい証明書の種類	手続場所
特別永住者	外国人登録証明書に記載された「次回確認（切替）申請期間」の始期である誕生日が 施行日から3年以内のかた 施行日から3年経過日まで 施行日から3年を超えるかた 外国人登録証明書記載の「次回確認（切替）申請期間」始期の誕生日まで 16歳未満のかたは、16歳の誕生日まで	特別永住者 証明書	市役所 市民課
永住者	施行日から3年経過日まで 16歳未満のかたは、施行日から3年経過日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	在留カード	大阪入国 管理局
上記以外	在留期間の満了日まで 16歳未満のかたは、在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	在留カード	大阪入国 管理局